

経 済 産 業 省

20231117 産保近第 8 号

令和 5 年 11 月 24 日

建設業労働災害防止協会

大阪府支部長 錢高 久善 殿

中部近畿産業保安監督部近畿支部長 齋藤 秀幸



建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

日頃より、経済産業行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

中部近畿産業保安監督部近畿支部保安課（以下「当支部」という。）は、近畿地域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の都市ガス、LPガス、高圧ガス、火薬及び石油コンビナート等に関し、所管法令に基づく保安行政を担っています。

さて、ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他工事をいう。以下同じ。）において、近畿管内におけるガス管を損傷する等の事故が2020年から2022年の3年間で162件（その他の事故も含めた全事故件数：452件）発生しています。こうした建設工事等事業者によるガス事故は、全事故件数の3割を越える状況が続いています。

最近の近畿管内における事故事例では、下水工事業者が電動工具でガス管を破損、ガスが漏えいし着火するとともに、周辺道路の交通規制が実施された事故（2021年11月）や、解体工事の重機作業時に誤ってガス管を破損、ガスが漏えいし周辺道路の交通規制及び周辺住民の避難が行われる事故（NHK等による報道あり。）（2023年3月）がありました。

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガス管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガス管を切断した、③ガス管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかったなど設工事等事業者のガス管の未確認、作業における思い込みや不注意、ガスの危険に対する認識不足、作業現場における情報の共有不足等となっています。

他工事事故が発生すると、ガスが漏えいし、着火や爆発の危険があることはいうまでもなく、安全確保のため通行規制や住民の避難等が行われるなど、周辺地域に多大な影響を与えると共に、工事にも遅れが生じることとなります。更に

は、損害賠償や労働災害に発展し、会社に損失が生じる恐れがあります。

このような建設工事等における他工事事故等発生の防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の周知をお願いします。

【御周知いただきたい内容】

- ・ 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者へ立会いを求めてください。
- ・ ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業者全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにしてください。
- ・ ガス管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業してください。
- ・ 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部の浅い箇所に存在する場合が多いため、特に注意してください。
- ・ 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡して下さい。
- ・ ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡してください。

(添付資料)

- ・ 参考資料 1 建設工事等事業者向けパンフレット
- ・ 参考資料 2 最近のガス事故事例